

令和7年(2025年)6月4日付け札幌市告示第2355号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年(2025年)6月12日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

令和7年札幌市告示第2355号別表の工事番号「25(東)第0014号」工事名「丘珠宅造1号線(苗穂5号線～道道札幌当別線間)舗装路面改良工事」、工事番号「25(清)第0013号」工事名「里塚193号線(里塚循環通線～里塚266号線間)舗装路面改良工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。また、当該工事は総合評価落札方式(一括審査Ⅱ型)のため、次の対象工事についても併せて設計図書の一部を訂正し、入札日等を変更する。

- (1) 25(南)第0012号 中ノ沢線(中の沢1号橋～中ノ沢2号線間)舗装路面改良工事
- (2) 25(手)第0007号 稲穂42号線舗装路面改良工事

2 設計図書の訂正箇所  
別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

0	調達案件番号	2522001411	
1	工事（業務）番号	25（東）第 0014 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	丘珠宅造 1 号線（苗穂 5 号線～道道札幌当別線間）舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市東区北 3 6 条東 2 8 丁目ほか
		工事（業務）内容	工事延長 L=621.53m 施工延長 L=582.43m 道路幅員 W=12.00m（車道7.00m＋歩道2.50m×2） 施工幅員 車道7.00m 路面切削工 4,350m <sup>2</sup> 車道舗装工（t=3cm）4,350m <sup>2</sup> 排水構造物修正工 一式 縁石工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順 1 位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年07月09日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年06月20日（08時00分～20時00分） 令和7年06月23日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年06月24日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順 1 位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6 申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は週休 2 日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定することができる工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和7年11月28日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間とする。</p>	
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	東）土木部維持管理課
		電話番号	011-781-3521



## 特記仕様書（フレックス方式）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月4日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）



## 特記仕様書（フレックス方式）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月10日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）



## 設計総括表（金抜き）

工事番号	工事名	丘珠宅造1号線（苗穂5号線～道道札幌当別線間）舗装路面改良工事	当 初	事業区分	共通仮設費	
				工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
	現場管理費	率の冬期補正：適用なし 施工地域区分：大都市（2）	式	1		
	工事原価		式	1		
	一般管理費等	前払金支出割合：保証なし又は35%超 契約保証補正：発注者が金銭的保証を必要とする場合	式	1		
	工事価格		式	1		
	消費税等相当額		式	1		
	工事費計		式	1		



## 設計総括表（金抜き）

工事番号	工事名	丘珠宅造1号線（苗穂5号線～道道札幌当別線間）舗装路面改良工事	当 初	事業区分	共通仮設費	
				工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
現場管理費		率の冬期補正：適用あり（2級地） 施工地域区分：大都市（2）	式	1		
工事原価			式	1		
一般管理費等		前払金支出割合：保証なし又は35%超 契約保証補正：発注者が金銭的保証を必要とする場合	式	1		
工事価格			式	1		
消費税等相当額			式	1		
工事費計			式	1		

0	調達案件番号	2525001211	
1	工事（業務）番号	25（南）第 0012 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	中ノ沢線（中の沢1号橋～中ノ沢2号線間）舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市南区中ノ沢5丁目ほか
		工事（業務）内容	工事延長 380m 道路幅員 12.0m（車道6.0m+歩道3.0m×2） 施工幅員 6.0m 路面切削工 2,300m <sup>2</sup> 車道舗装工（t=3cm）2,300m <sup>2</sup> 排水構造物修正工 一式 縁石工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年07月09日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年06月20日（08時00分～20時00分） 令和7年06月23日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年06月24日 09時35分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定することができる工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和7年11月28日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間とする。</p>	
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	南）土木部維持管理課
		電話番号	011-581-3811

## 特記仕様書（フレックス方式）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月4日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

## 特記仕様書（フレックス方式）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月10日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

0	調達案件番号	2528000711	
1	工事（業務）番号	25（手）第 0007 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	稲穂 4 2 号線舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市手稲区稲穂 1 条 1 丁目ほか
		工事（業務）内容	工事延長 L=377.27m 施工延長 L=364.74m 道路幅員 道路幅員W=15.0 m（車道9.0m+歩道3.0m×2）m 施工幅員 W=9.00m 路面切削工 A=3,450m <sup>2</sup> 車道舗装工 A=3,450m <sup>2</sup> 排水構造物修正工 一式 縁石工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順 1 位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年07月09日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年06月20日（08時00分～20時00分） 令和7年06月23日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年06月24日 09時40分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順 1 位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6 申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は週休 2 日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定することができる工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和7年11月28日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間とする。</p>	
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	手）土木部維持管理課
		電話番号	011-681-4011

## 特記仕様書（フレックス方式）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月13日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

## 特記仕様書（フレックス方式）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月20日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

0	調達案件番号	2529001311	
1	工事（業務）番号	25（清）第 0013 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	里塚193号線（里塚循環通線～里塚266号線間）舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市清田区美しが丘2条5丁目ほか
		工事（業務）内容	工事延長 L=239.0m 施工延長 L=233.3m 道路幅員 W=16.00m（歩道3.50m×2、車道9.00m） 施工幅員 W=9.00m 路面切削面積 A=2,250m <sup>2</sup> オーバーレイ工 A=2,250m <sup>2</sup> 排水構造物工 一式 縁石工 一式 区画線工 一式 構造物撤去工 一式 仮設工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年07月09日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年06月20日（08時00分～20時00分） 令和7年06月23日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年06月24日 09時45分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定することができる工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和7年11月28日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間とする。</p>	
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	清）土木部維持管理課
		電話番号	011-888-2800

## 特記仕様書（フレックス方式）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年10月24日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

## 特記仕様書（フレックス方式）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年10月31日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）